

令和5年3月7日

関係団体の長 様

長野市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 荻原健司

新型コロナウイルス感染症対策の見直しについて（依頼）

日頃より、本市の新型コロナウイルス感染防止対策につきまして、御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

過日、国の方針を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策の見直しについて依頼させていただきましたが、この度、長野市として対策の見直しを行い、下記の通り方針を決定し、併せて市長メッセージを発表いたしました。

市民生活の日常を取り戻し、傷んだ経済を回復させていくためにも、本市の方針も参考にいただき、新型コロナウイルス感染症に関する業種別ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の最新版も確認のうえ、貴事業所における感染対策を実施していただくようお願い申し上げます。

記

- 1 ～3月13日から市有施設における感染対策の見直しを行います～ 市長メッセージ（別紙1）
- 2 市庁舎及び市有施設における新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方（別紙2）
- 3 長野市新型コロナウイルス感染症対応方針（別紙3）
- 4 国の方針を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策の見直しについて（依頼）（別紙4）

〒380-0928 長野市若里六丁目6番1号 長野市保健所食品生活衛生課 薬務・生活衛生担当 中山 拓哉 TEL 026 - 226 - 9970 FAX 026 - 226 - 9981 E-mail h-seikatu@city.nagano.lg.jp
---

～ 3月13日から市有施設における感染症対策等の見直しを行います～

## 市長メッセージ

感染の第8波と言われる大規模な感染拡大により、11月14日から全県に「医療非常事態宣言」が発表されておりましたが、1月中旬以降、新規感染者数も減少傾向となり、2月10日には、すべての医療アラートが解除されました。

この間の、医療・介護従事者の皆様のご尽力や市民の皆様の御協力に、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

国は、5月8日からの感染症法上の位置づけを、現在の2類相当から、季節性インフルエンザと同等の5類に移行する方針を決定し、マスク着用の考え方についても、3月13日からは、基本的に個人の判断に委ねる方針を決定したところです。

3年間に及ぶ新型コロナウイルスとの闘いも、ようやく、その出口が見えてきたものと感じておりますが、長野市としても具体的な感染対策を示す必要があることから、「長野市庁舎及び市有施設における新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方」をとりまとめました。

市民・事業者の皆様に御協力を呼びかける「長野市新型コロナウイルス感染症対応方針」についても併せて改訂いたしました。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行することを見据えて、この機会に私から次の2点について御協力をお願いいたします。

- 1 市民の皆様におかれましては、新型コロナウイルスを過度に恐れることなく、場面・場所等に応じた適切なマスクの着用をはじめとして、基本的な感染防止対策を継続してください。
- 2 事業者の皆様におかれましては、該当する最新の業種別ガイドラインを確認いただき、事業形態や施設の特性に応じて、適切な感染対策を検討してください。長野市が作成した、上記の基本的な考え方も参考にいただければと考えております。

長野市は、引き続き国・県の方針を踏まえて、市民生活の日常を取り戻し、傷んだ経済を回復させていく取組を実行してまいりますので、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

令和5年3月6日  
長野市長 荻原 健司

## 市庁舎及び市有施設における新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方

令和5年3月6日

長野市新型コロナウイルス感染症対策本部

感染症法における新型コロナウイルス感染症の位置付けが5月8日に変更されることに伴い、国において3月13日からマスク着用の考え方を見直す（\*末尾参照）ことから、関連する事項も含め、市庁舎及び市有施設（庁舎等）における感染対策の基本的な考え方を以下のとおりとする。

各庁舎・施設の管理者は、この考え方を基本とした上で、施設の利用状況や管理運営方法を踏まえ、関係する業種別ガイドラインや所管官庁等が策定する手引き等も参考にして、それぞれの庁舎等における適切な感染対策を講ずるものとする。

今後、国や長野県の方針変更等があった場合には、必要に応じて、この考え方を見直す。

## 1. 現時点で不要な対策

- ・ 庁舎等に入る者の連絡先の把握や名簿への記入
- ・ 出入口の動線の区切りや出口・入口の専用化

## 2. 3月13日を待たずに行う対策

- ・ 1日2回、3回など間隔を空けた換気ではなく、常時換気かこまめな換気を行う
- ・ 強制的に換気を行う「機械換気」が適切に実施されている場合は、窓の開放による換気を行う必要はない

## 3. 3月13日以降の対策

## (1) 入口等の掲示

- ・ 「体調不良の方は、入館（入場）をご遠慮ください。やむを得ず入館（入場）する場合はマスクを着用し、人との距離を50cm程度以上空けてください」との呼びかけを掲示する
- ・ 入口以外にも「体調不良の方は、マスクを着用し、人との距離を50cm程度以上空けてください」との呼びかけを掲示する

## (2) 入口の体温測定・体温測定器設置

- ・ いずれも不要
- ・ 体温測定器を設置しておくことは可とするが、測定は、個人の判断による

## (3) 出入口等の手指消毒薬

- ・ 設置する

## (4) パーティション（アクリル板、ビニルシート等）

- ・ 事務室内の職員間のパーティションは不要
- ・ 来客用の窓口への設置は可とする

## (5) 接触物・接触面の消毒

- ・ 1日や1時間に1回といった定期的な消毒は、不要
- ・ 飛沫等の体液による汚染がある（可能性がある）場合は、その都度、その物等を消毒する

## (6) マスク着用

### 1) 窓口対応

- ・職員は基本的に着用する（高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため）  
ただし、重症化リスクの高い方との対応が無い場合は個人の判断による
- ・来庁者には着用を求めず、個人の判断による

### 2) 職員のみが利用する事務所内等のスペース

- ・個人の判断による
- ・人との距離を 50 cm程度以上確保するよう努める

### 3) 自動車における職員の同乗

- ・個人の判断によるが、会話する（可能性がある）場合は着用する

### 4) 人が集まる施設・イベント・会議・研修会等

- ・屋内で、人との距離が 50cm 程度以下（人と人が触れる程度）まで密集する（可能性がある）場合は、職員は着用し、利用者・参加者にも着用を呼びかける
- ・高齢者等重症化リスクの高い者が多く（多い可能性があり）、屋内で会話する（可能性がある）場合、人との距離にかかわらず、職員は着用し、利用者・参加者にも着用を呼びかける
- ・いずれにも該当しない場合は、職員、利用者・参加者いずれも個人の判断による

## (7) 飲食

- ・人との距離を 50 cm程度以上確保するよう努める

### \* 令和5年2月10日 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部通知

マスク着用は個人の判断に委ねることを基本とし、着用が効果的な場面を次のとおりとする

○高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐために

- ・医療機関や高齢者施設に入る時、通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車する時  
長野市補足：この考え方では「混雑」を次のとおり読み替えています

「混雑」＝「人と人が触れ合う程度」＝「人と人との距離が 50cm 程度以内」

○重症化リスクの高い者が感染から自身を守るために

- ・重症化リスクの高い者が新型コロナウイルス感染症流行時に混雑した場所に行く時

令和5年3月6日

感染の第8波と言われる大規模な感染拡大により、令和4年11月14日から全県に発表されていた「医療非常事態宣言」は、令和5年1月中旬以降新規感染者数が減少傾向となり、1月31日「医療特別警報」に移行し、2月10日にはすべての医療アラートが解除されました。

国は、5月8日からの感染症法上の位置づけを現在の2類相当から、5類に移行する方針を決定し、マスク着用の考え方についても、3月13日からは基本的に個人の判断に委ねる方針を決定したところ です。

長野市は、市民・事業者の皆様と情報を共有し、国・県の方針及び現在の感染状況を踏まえて、これらの対策の円滑な変更に向けた取組等を実行します。

※本対応方針は、5月8日の感染症法上の位置づけ変更に伴い廃止予定

## I 市民・事業者の（滞在者を含む）皆様に、以下の行動をお願いします。

### 1 基本的な感染防止対策の徹底

○「ご自身が感染しない。他者を感染させない」ために、基本的な感染防止対策をお願いします。

・マスク着用が効果的な場面でのマスク着用

医療機関や高齢者施設等に入る時、人と人が触れ合う程度にまで近づく時。

（4ページ「マスク着用は個人の判断が基本になります」参照）

・手洗い・手指消毒

・暖房（エアコン）使用時も常時換気

室温が下がらない範囲での常時窓開けなどによる換気を実施してください。職場や店舗、公共施設や自動車内など機械換気が可能な屋内では常時換気を実施。

○重症化リスクの高い方（65歳以上の高齢者、基礎疾患がある方、妊婦等）は、混雑した場所に行く時等にもマスクを着用してください。

### 2 体調がすぐれない場合の対応

○仕事や学校などへの外出を控えてください。受験などでやむを得ず外出する時は、マスクを着用し、人混みを避けてください。

○高齢者や基礎疾患がある方、子どもや妊娠している方、症状の強い方は、速やかに、かかりつけ医等身近な医療機関へ相談の上、受診してください。

○重症化リスクが低く症状が軽い方は、出勤、外出等の人との接触（受診を除く）を控え、症状が続く場合は、かかりつけ医等身近な医療機関へ相談の上、受診してください。

○発熱等の体調不良時に備え、あらかじめ新型コロナの検査キットや解熱鎮痛薬等を購入し、自己検査やセルフケアに備えていただくようお願いします。

○救急車や、休日・夜間の急病センター・救急外来は、症状が強く、急を要する場合に利用し、それ以外の場合には、平日の昼間に一般の医療機関を受診してください。

【軽い症状の目安】歩ける、飲める・食べられる、息が苦しくない

### 3 ワクチン接種の検討

○オミクロン株対応ワクチンの追加接種をご検討ください。

- ・今までに2回以上のワクチン接種を受けている12歳以上の方で、前回の接種から3か月以上経過した方が対象となり、オミクロン株に対して今までのワクチンを上回る効果があるとされています。
- ・重症化・後遺症予防のため3月中の速やかな接種をご検討ください。
- ・特に、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方等には接種が強く推奨されています。

#### 4 社会経済活動を維持するための取組

##### ○ 会食

- ・県が呼びかける「新たな会食のすゝめ」に従い、「信州の安心なお店」等感染対策をとっている店を選んでください。

##### ○ 旅行

- ・県が呼びかける「新たな旅のすゝめ」に従い、基本的な感染防止対策を行ってください。

##### ○ イベント

- ・イベントの開催にあたっては、人と人との間隔の確保、屋内での換気、飲食を伴う場合は飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策を行ってください。
- ・イベント主催者は、県の通知に基づき感染防止対策を講じて開催してください。

##### ○ 施設・店舗等では、最新の業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策を行ってください。

##### ○ 在宅勤務・テレワーク、時差出勤等を積極的に導入し、休みやすい環境づくりに配慮してください。

##### ○ 感染者が新たに療養を開始する際の検査結果を証明する書類や、感染者が職場復帰する際の陰性確認のための検査とその証明書を従業員に求めないようお願いします。

#### 5 人権への配慮

##### ○ 新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷は絶対にやめてください。

差別や誹謗中傷により苦しんでいる人がいます。また誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。一人一人が「思いやり」の心を持ち、「支えあい」の輪を広げ、協力してこの危機を乗り越えて行きましょう。

## II 市としての取組

### 【的確な状況把握と迅速な対策の強化】

- 市内の感染状況を正しく把握するとともに、県が発表する「感染警戒レベル」・「医療アラート」等を受け、時機を逸することなく適切な対策を行います。

### 【ワクチン接種の実施】

- 国及び県と連携し、関係機関や医療関係者の協力のもと、個別接種・集団接種により接種を希望する人の早期接種を進めます。

### 【市庁舎及び市有施設における対策】

- 市庁舎及び市有施設における新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方（5・6ページ参照）を踏まえて、各施設の特性を踏まえた施設管理、窓口対応等を行います。

**【地域の支え合いによる消費の促進】**

- 国・県の事業者等に対する支援策と連携し、大きな消費の落ち込みの影響を受けている事業者を応援するとともに、地域の事業活動における消費の促進を支援します。

**【情報発信・広報】**

- 市民に対し、正確かつ有効な情報を届け、適切な行動を促すため、感染拡大防止の対応等に係る機動的な情報発信に努めます。



これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが  
**令和5年3月13日から**

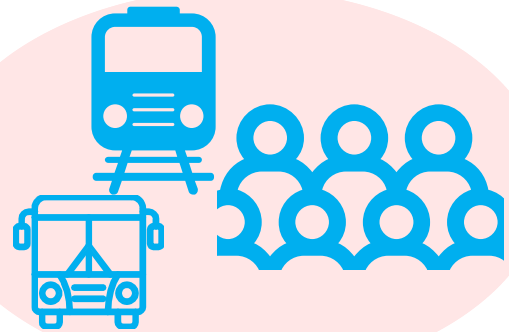
**マスク着用は個人の判断が基本となります**

ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために  
**マスクを着用しましょう**



受診時や医療機関・  
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した  
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

**マスク着用が効果的です**



高齢者



慢性肝臓病  
がん  
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、  
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

## 市庁舎及び市有施設における新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方

令和5年3月6日

長野市新型コロナウイルス感染症対策本部

感染症法における新型コロナウイルス感染症の位置付けが5月8日に変更されることに伴い、国において3月13日からマスク着用の考え方を見直す（\*末尾参照）ことから、関連する事項も含め、市庁舎及び市有施設（庁舎等）における感染対策の基本的な考え方を以下のとおりとする。

各庁舎・施設の管理者は、この考え方を基本とした上で、施設の利用状況や管理運営方法を踏まえ、関係する業種別ガイドラインや所管官庁等が策定する手引き等も参考にして、それぞれの庁舎等における適切な感染対策を講ずるものとする。

今後、国や長野県の方針変更等があった場合には、必要に応じて、この考え方を見直す。

### 1. 現時点で不要な対策

- ・ 庁舎等に入る者の連絡先の把握や名簿への記入
- ・ 出入口の動線の区切りや出口・入口の専用化

### 2. 3月13日を待たずに行う対策

- ・ 1日2回、3回など間隔を空けた換気ではなく、常時換気かこまめな換気を行う
- ・ 強制的に換気を行う「機械換気」が適切に実施されている場合は、窓の開放による換気を行う必要はない

### 3. 3月13日以降の対策

#### (1) 入口等の掲示

- ・ 「体調不良の方は、入館（入場）をご遠慮ください。やむを得ず入館（入場）する場合はマスクを着用し、人との距離を50cm程度以上空けてください」との呼びかけを掲示する
- ・ 入口以外にも「体調不良の方は、マスクを着用し、人との距離を50cm程度以上空けてください」との呼びかけを掲示する

#### (2) 入口の体温測定・体温測定器設置

- ・ いずれも不要
- ・ 体温測定器を設置しておくことは可とするが、測定は、個人の判断による

#### (3) 出入口等の手指消毒薬

- ・ 設置する

#### (4) パーティション（アクリル板、ビニルシート等）

- ・ 事務室内の職員間のパーティションは不要
- ・ 来客用の窓口への設置は可とする

#### (5) 接触物・接触面の消毒

- ・ 1日や1時間に1回といった定期的な消毒は、不要
- ・ 飛沫等の体液による汚染がある（可能性がある）場合は、その都度、その物等を消毒する

## (6) マスク着用

### 1) 窓口対応

- ・職員は基本的に着用する（高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため）  
ただし、重症化リスクの高い方との対応が無い場合は個人の判断による
- ・来庁者には着用を求めず、個人の判断による

### 2) 職員のみが利用する事務所内等のスペース

- ・個人の判断による
- ・人との距離を 50 cm程度以上確保するよう努める

### 3) 自動車における職員の同乗

- ・個人の判断によるが、会話する（可能性がある）場合は着用する

### 4) 人が集まる施設・イベント・会議・研修会等

- ・屋内で、人との距離が 50cm 程度以下（人と人が触れる程度）まで密集する（可能性がある）場合は、職員は着用し、利用者・参加者にも着用を呼びかける
- ・高齢者等重症化リスクの高い者が多く（多い可能性があり）、屋内で会話する（可能性がある）場合、人との距離にかかわらず、職員は着用し、利用者・参加者にも着用を呼びかける
- ・いずれにも該当しない場合は、職員、利用者・参加者いずれも個人の判断による

## (7) 飲食

- ・人との距離を 50 cm程度以上確保するよう努める

### \* 令和5年2月10日 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部通知

マスク着用は個人の判断に委ねることを基本とし、着用が効果的な場面を次のとおりとする  
○高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐために

- ・医療機関や高齢者施設に入る時、通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車する時  
長野市補足：この考え方では「混雑」を次のとおり読み替えています

「混雑」＝「人と人が触れ合う程度」＝「人と人との距離が 50cm 程度以内」

○重症化リスクの高い者が感染から自身を守るために

- ・重症化リスクの高い者が新型コロナウイルス感染症流行時に混雑した場所に行く時

令和5年2月〇日

〇〇 〇〇 様

長野市新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長 荻原 健 司

国の方針を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策の見直しについて（依頼）

日頃より、本市の新型コロナウイルス感染防止対策につきまして、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、報道等でご存じの通り、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけにつきましては、国において、5月8日から季節性インフルエンザと同等の5類に移行する方針が決定されております。（添付資料1）

また、マスク着用の考え方につきましても、3月13日以降は個人の判断に委ねることを基本とすることが決定され（添付資料2）、この考え方を踏まえて、業種別ガイドラインの見直しが3月13日を目途に進められることとなります。（添付資料3）

つきましては、貴事業所におかれましても、国の示す考え方及び該当する業種別ガイドラインの見直し等を踏まえて、必要に応じた感染対策を検討していただくようお願い申し上げます。

なお、市有施設における感染対策の基本的な考え方については、長野市新型コロナウイルス感染症有識者会議で意見をお聴きしながら決定してまいります。

【添付資料】

- (1) 令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定  
「新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」
- (2) 令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定  
「マスク着用の考え方の見直し等について」
- (3) 令和5年2月10日付事務連絡（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長名）  
「マスク着用の考え方の見直し等について」を踏まえた業種別ガイドラインの見直しについて（依頼）

〇〇部△△△△課

××××担当 ◎◎

住所 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

電話 026-\*\*\*\*-\*\*\*\*

FAX 026-\*\*\*\*-\*\*\*\*